

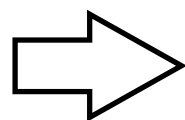
## 第二部:「港湾の津波避難施設」の設計方法について

### 資料3-3.「港湾の津波避難施設」の整理

---

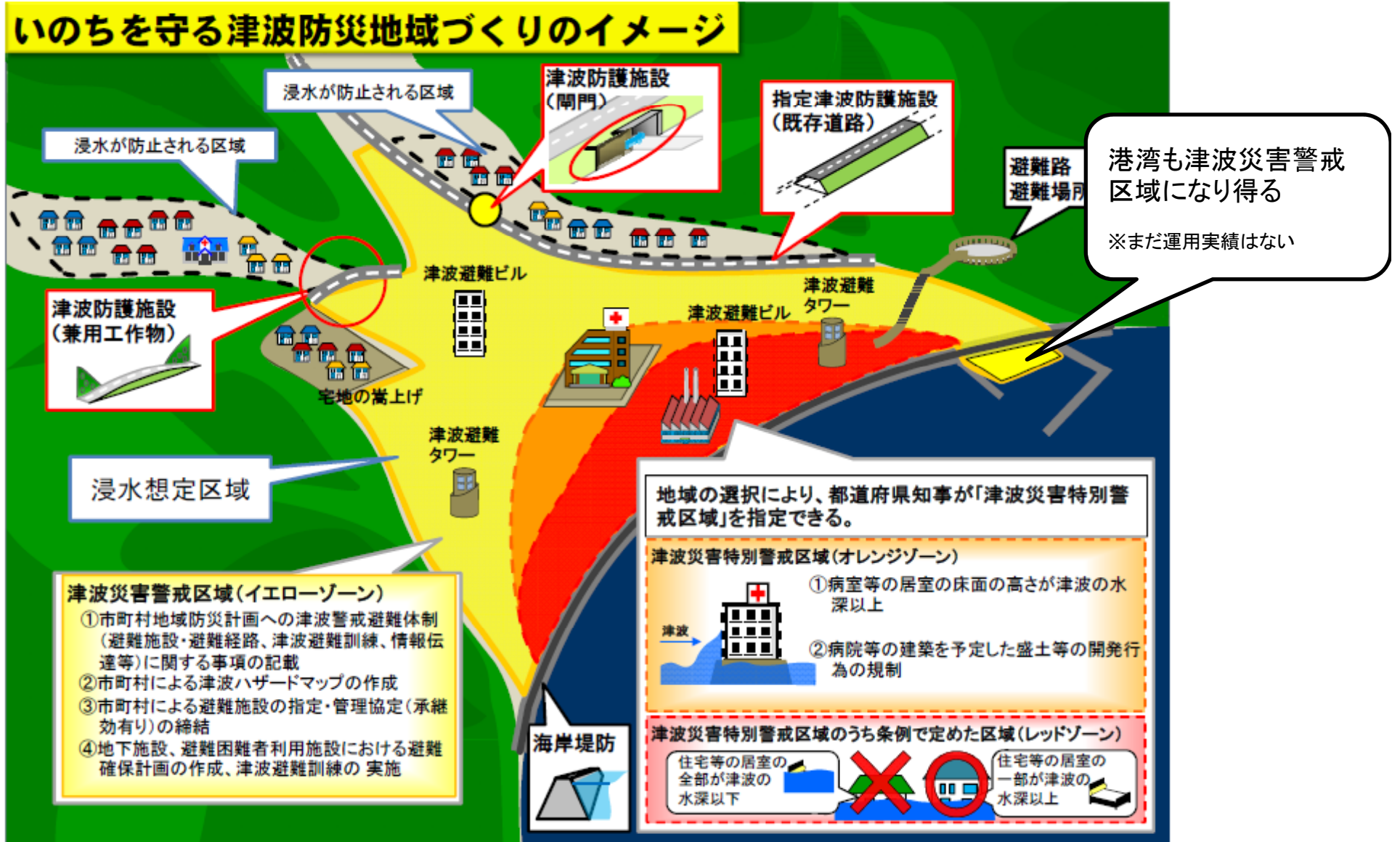
施設	構造上の要件	避難上の要件	管理上の要件
津波避難ビル等に係るガイドライン (H17.6)の「津波避難ビル等」	・耐震性 ・津波に対する構造安定性 RCもしくはSRC構造の施設を候補	浸水深が2mの場合は3階建て以上、 3mの場合は4階建て以上	津波避難ビル等の解錠等
津波防災地域づくりに関する法律の「指定避難施設」	当該施設が津波に対して安全な構造のもの	基準水位以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所、かつ有効な階段その他の経路	津波の発生時において当該施設が住民等に開放されること等

1. すべての要件を満たしている施設  
「津波避難ビル等」と「指定避難施設」になり得る施設
2. 要件の欠如が致命的でない施設  
条件によっては津波から避難が可能(例えば、照明塔の工夫)
3. 致命的に要件を満たしていない施設  
津波から避難できない施設



港湾においても、津波避難施設は1を満たすことは重要であるが必ず満たさなければならないか？  
避難困難エリアが十分に解消されない港湾においては、2を想定することも重要では？

## 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月14日制定）



## 都道府県知事によって指定される津波災害警戒区域(警戒区域)

津波防災地域づくりに関する法律 第53条

「指定避難施設」の基準を満たす改修等への支援制度あり※

警戒区域において、基準に適合するものについては「指定避難施設」として指定可能

津波防災地域づくりに関する法律 第56条

「港湾の津波避難施設」  
（「港湾の施設」以外の施設も含む）

支援制度あり(※※)

港湾区域及び臨港地区

### 【ねらい1】

津波防災地域づくりに関する法律の「指定避難施設」を満たす基準(※※※)について、港湾の特殊性を踏まえて具体化したガイドラインをアウトプットとして提示

### 【ねらい2】

一時的な避難として活用可能な施設の整理

【ねらい3】 上記2つのねらいを「港湾の津波避難施設」として定義する必要の有無の検討。

※・避難スペースが300㎡以上の公共建築物を改修する事業(津波防災地域づくりに関する法律に規定する指定避難施設の基準を満たす改修)

・避難スペースが300㎡以上の事務所を改修する事業(津波防災地域づくりに関する法律に規定する指定避難施設の基準を満たす改修で、津波避難ビルとして指定されるもの)

※※・津波により被害を受ける恐れのある港湾において、港湾の労働者等が津波から避難するための施設を整備することで人命を守り、震災発生直後の港湾の機能を維持する。

※※※・津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件(平成23年12月27日、国土交通省告示1318号)